**熊本市立○○小･中学校夏休みプール開放事業業務委託仕様書**

（例）

○○市立小学校プール開放運営委員会

　熊本市立○○（小･中）学校プール開放の監視員業務は、本仕様書に基づいて実施するほか、別に示す「熊本市立小・中学校夏休みプール開放事業実施要項」並びに「夏休みプール開放運営マニュアル」及び「夏休みプール開放監視マニュアル」（以下、｢要項等」という。）により実施するものとする。

１業務

　　プール利用者の安全を確保するための監視、安全管理及び不慮の事故に対する迅速な処理・

　対応を主な任務とし、また、利用者が児童・生徒であることを常に念頭に置き、従事者は細心

　の注意をもって職務を遂行しなければならない。

２業務実施場所

　熊本市○○区○○町○○番○○号(○○小学校内)

３履行期間

　契約締結日から平成３０年　月　　日

４開放時間

　午前　　時から午後　　時まで

５利用者の範囲

　当該校に在籍する児童(生徒)で、プールカードに保護者の承諾印がある者

６遊泳計画

　各学校プール開放運営委員会が決定する「開放予定計画表」のとおり。

７業務従事者

　業務の実施にあたり以下の従事者を配置すること。

　(１)業務責任者　１名

　(２)専属監視員　２名以上

　熊本市立○○小・中学校夏休みプール開放事業実施要項に定める専属監視員の要件を満たす者

８業務責任者の役割

　次の業務を行うこと。

　(１)本業務の責任者として、専属監視員の指導・管理を行うこと。

　(２)仕様書に示す業務内容等について、従事する監視員に熟読させ、要項等に基づき監視員業務

　　を遂行するよう周知徹底させること。

　(３)プール開放期間中において各学校を巡回し、業務が円滑に遂行されているか確認すること。

　(４)業務に関し、学校及び各校プール開放運営委員会との連絡調整を行う。

９監視員の資格要件等

　(１)～(５)の全ての要件を満たす者を専属監視員として配置する。

　(１)次のアの資格等を証明するもの、もしくはイの受講修了証をもっていること

　　ア 次のいずれかの資格または講習等の受講証・修了証等

　　　(ｱ)プール安全管理者資格、水泳指導管理士資格、水上安全法救助員資格

　　　(ｲ)プール管理責任者資格、ライフセーバー資格

　　　(ｳ)日体協公認スポーツ指導者資格(公認水泳指導員)

　　　(ｴ)日本水泳連盟基礎水泳指導員資格

　　　(ｵ)日本赤十字社　救急法基礎講習

　　　(ｶ)日本赤十字社　救急法救急員養成講習

　　　(ｷ)消防局　普通救命講習

　　　(ｸ)消防局　上級救命講習

　　イ 当該年度の教育委員会主催の専属監視員研修会

　(２)児童・生徒の命を守るという視点から、状況に応じて教育的に配慮した指示等ができる

　　こと。

　(３)計画する開放日に勤務できること。

　(４)原則として当該学校の保護者でないこと。

　(５)専属監視員は、保護者運営リーダー及び保護者プール監視員との明確な区別がつくよう

　　　にビブス等を着用すること。

１０事前現場確認の実施

　各校のプール開放運営委員会、学校関係者とプール開放１週間前から前日までに事前現場確認

　を実施すること。

　　事前現場確認においては、以下の事項を確認すること。

　(１)施設管理に係る機械操作等

　(２)要項等の「開放予定計画表」に基づき、開放日数、開放時間、各日の予定人数等

　(３)「Ｈ３０年度夏休みプール開放運営マニュアル」及び「Ｈ３０年度夏休みプール開放監視マ

　　ニュアル」に基づく各担当の役割等

　(４)専属監視員配置場所、保護者補助員配置場所等

　(５)「事故対応マニュアル」に基づき、緊急時における各担当の役割

　(６)緊急時の連絡先等

１１業務内容

　【当日の開放前】

　(１)プール開放前の諸準備を行う。

　　ア 職員室に行き、担当の教職員に業務開始の伝達をする。プールの鍵と監視用具一式を受け

　　　取り、プールの入り口・更衣室等の鍵を開ける。

　　　(事前に学校側と鍵の受け渡し等、打ち合わせをしておくこと。)

　　イ 監視用具一式を所定の場所に配置する。

　　ウ プールの水質検査を行い、適正値でない場合は塩素剤を投薬するなどして調整する。

　　エ 水深を検査し、水深もしくは遊泳場所を調整する。

　　オ 足洗い場、腰洗い場が使える準備をする。

　　カ プールサイドに危険物がないか安全確認し、水面に浮遊するゴミを除去する。

　　キ 事前にろ過機及び滅菌機、電源盤等必要な機械の操作手順について習熟し、作動させる。

　　　(学校によってろ過機等が異なるので、事前に学校から装置の操作方法の指導を受ける)

　　ク 施設の点検、水質検査の結果を「プール開放日誌」に記入する。

　(２)「運営・監視ミーティング」(開放前)に参加する。

　　ア　運営リーダーに、資格等を証明するものを提示し、確認を受ける。

　　　※予定していた監視員に変更が生じた場合には、事前にプール開放運営委員長もしくは保

　　　護者運営リーダーにその旨を伝え、了承を得ること。

　　イ　水質検査の結果及び天候等の状況から協議する。

　　ウ　保護者運営リーダー、保護者プール監視員の氏名、役割、監視場所ならびに監視の留意

　　　点などを確認しあう。

　　エ　携帯電話、ＡＥＤ、救急用具等の点検及び設置場所の確認を全員で行う。

　【開放中】

　(１)児童をバディにして整列させ、プールカードの数と児童数のチェックを行う。

　(２)児童整列後に「プールでの約束事や注意」を指導する。

　　・バディ(２人組)になった者はできるだけ近くにさせ、相手に異常があった場合は直ちに近

　　　くの監視員に知らせるよう指導する。

　　・飛び込みはさせないこと

　　・プールサイドを走らせないこと

　　・遊泳場所を守らせること

　　・具合が悪くなったら直ちに近くの監視員に報告させ、休憩させること

　(３)腰洗い、シャワー、準備体操を行わせる。

　　・シャワーは帽子を取らせ、手を使って頭や手足をよく洗わせる。

　　・準備運動をしっかり行わせる。

　　・その他「ストレッチ」や「動きを伴う運動」を実態に応じて行わせる。

　【遊泳中】

　(１)プールの中に入らせる。

　　・プールサイドに腰掛けさせ、バタ足や体に水かけを行わせる。

　　・水に入る際はオーバーフロー側を向いて足から静かに入らせ、頭まで十分ぬらしてから泳

　　がせる。

　(２)プール遊泳中はプールを巡回しながら監視する。

　　・大プールと小プールがある場合は、それぞれを巡回しながら監視する。

　　・大プールのみの場合は、大プールを対角線上に位置しながら巡回し監視する。

　　・状況に応じて、児童・生徒に伝わる的確な指示をする。

　　・危険を察知した場合は、保護者監視員と連携し、すみやかに声かけや救助等を行う。

　(３)事故発生時には、すみやかに救急救命処置を行う。

　【遊泳後】

　(１)児童をバディにして整列させ、プールカードの数と児童数のチェック及び健康状態を確認す

　　る。

　(２)目洗い、シャワーを行わせる。

　　 シャワーは帽子を取らせ、手を使って頭や手足をよく洗わせる。

　(３)当日の開放後の整理をする。

　　・プール内に人または不要な物がないか確認する。

　　・足洗い場や腰洗い場等の水を抜き、清掃する。

　　・プールサイドの清掃、用具の整理整頓をする。

　　・ろ過機及び滅菌機等を点検する。

　　・プールの水質検査を行い、適正値でない場合は塩素剤を投薬するなどして調整する。

　(４)「プール日誌」を記入・押印し、全員が退場したのを確認して更衣室、プールの入り口を施

　　錠し、鍵と救急用具一式を学校に返却して、職員室に終了の報告を行う。

１２運営・監視ミーティング

　　プール開放における安全・安心の確保のために、保護者監視員等が中心となって行う「運営・

　　監視ミーティング」に参加すること。

　　「運営・監視ミーティング」は、保護者の運営リーダーが中心となって、保護者プール監視

　　員と専属監視員で行う。

　（１）児童入場前の「運営・監視ミーティング」（当日の開放前）の方法

　　・専属監視員は、保護者運営リーダーへ資格及び本人確認を行う。

　　・監視場所・・・監視場所と主な監視の範囲の確認

　　・係担当・・・・係分担とその役割の確認

　　・遊泳制限やルール等を確認する。

　　・引継事項があれば伝える。

　（２）児童退場後の「運営・監視ミーティング」（開放後）

　　保護者運営リーダーとともに、監視・運営及び児童の行動等に関する振り返りをする。

１３プールの水質管理

　　次の条件でプール開放を実施をするよう努める。

　　（１）「水温」・・・２３℃以上

　　（２）「残留塩素濃度」・・・０．４mg/ℓ～１０mg/ℓが適濃度

　　　※０.４mg/ℓ以下は塩素を投入する。

　　　※１０mg/ℓ以上の時は補水等の処置を行う。

　　（３）「透明度」・・・水中で３ｍ離れた位置からプール壁面が明確に見える。

　　（日本学校保健会「学校における水泳プールの保健衛生管理」平成２８年度改訂）

１４休憩

　　　プール開放時は途中に必ず休憩を設ける。

　　（例）１コマ１時間の場合　　　遊泳（２５分）→休憩（５分）→遊泳（３０分）

　　　※休憩時間には、人数確認、健康観察、バディチェックの時間を含む

１５監視にあたる者の事前準備

　（１）監視の前日は、睡眠をしっかりとって体調を整えておく。

　（２）緊急時にプールに入れる服装とする。

　（３）水分補給の準備や直射日光を避ける帽子着用など熱中症対策を行い、集中して監視でき

　　るようにする。

　（４）専属監視員の資格等を証明するもの及び本人確認ができるものを常に携行し、提示を求

　　められた場合には速やかに従い確認を受けること。

１６監視位置と監視の要点

　（１）監視位置

　　・監視マニュアルの「監視配置図」を基に、監視位置につき監視及び指導を行う。

　　・専属監視員は大プールと小プールがある場合はそれぞれを巡回し、また大プールのみの

　　　場合は大プールを対角線上に位置しながら巡回し監視する。

　（２）監視の要点

　　・水中に顔面が没している状況の児童を特に目視し、顔を上げたことを確認する。

　　・プールの壁際にいる動きの少ない児童の様子にも気をつける。

　　・水上だけでなく水中にも目をやる。

　　・児童の顔色や表情等(特に目の様子)に気をつける。

　　・一点に集中せず、広い範囲を監視する。

　　・周りの音にも気を配る。

１７児童への指導

　（１）禁止事項

　　・プールサイドやスタート台からの飛び込み

　　・プールサイドをみだりに走る。

　　・ふざけ（プールへ後ろから突き飛ばす、溺れるまねをするなど）

　　・その他、学校のきまりで禁止している事項等

　（２）指導の仕方

　　・プールは広いため、大きな声で注意をする。

　　・注意をする時は、近くに来させて、同じ目線でわかりやすく説明して注意する。

　　・注意を故意に無視する者や何度も禁止行為を繰り返す者については、退場させるなど厳

　　しい態度で臨む。ただし、児童･生徒に対する適切な言葉で指導を行う。

１８遊泳中の人数確認及び健康チェック

　（１）遊泳中

　　　児童の遊泳行動や様子に異常がないかを注視する。

　（２）休憩中

　　・児童を退水させた後、沈んでいる児童がいないか確認する。

　　・バディになって座らせ、数の確認をする。

　　・児童の顔色を見て、健康状態を確認する。

１９緊急時の対応

　　「事故対応マニュアル」にそって、敏速にそして冷静沈着にふるまい、自信と勇気を持っ

　　て学校職員との連携のもと救急処置にあたる。

　（１）専属監視員の役割

　　・要救護児童をプールから引き上げ、救護に全力を尽くす。

　　・胸骨圧迫（心臓マッサージ）が必要な場合は、最優先で行う。

　　・救急隊員が到着し交代の指示があるまで救護処置を続ける。

２０提出書類

　(１)様式1　業務責任者及び専属監視員配置届

　(２)様式2　専属監視員変更届（※変更がある場合）

　(３)様式3　プール日誌(天候、気温、水温、水質検査結果、薬剤投入状況等)

　(４)様式4　委託業務完了届

２１経費の負担

　（１）次に掲げるものについては委託者の負担とする。

　　・水質管理に必要な薬品(殺菌剤、検査試薬、珪藻土等)及び器具(測定器等)

　　・プール施設管理に必要な用具(温度計、水温計、清掃用具、トイレットペーパー等)

　　・救急医薬品

　　・監視業務に必要な備品(携帯電話、ＡＥＤ、ビブス、ホイッスル、拡声器、タオル、保温

 用毛布等)

　（２）次に掲げる専属監視員に係るものについては受託者の負担とする。

　　・人件費及び交通費

　　・講習会参加に要する費用

　　・専属監視員が使用する事務用品、通信連絡、渉外費

　　・各種保険費用

２２賠償責任

　　業務遂行中において、従事者が故意又は過失により利用者に事故等が生じた場合、その損害

　について賠償請求があったときに備え、当該賠償請求を保全するため、対人賠償１名につき10

　億円以上の保険に加入すること。

　　なお、加入している保険証明書のコピーを契約書とともに各校のプール開放運営委員会に提

　出すること。

２３委託料

　　委託業務完了届の提出後、委託者の検査が終了した後に支払うものとする。

　　なお、委託プール開放業務の開始後に、天候不順等で中止又は期間の短縮等を決定した場合

　は、精算額を双方で協議するものとする。

２４その他

　(１) 「平成３０年度夏休みプール開放運営マニュアル」及び「平成３０年度夏休みプール開放

　　監視マニュアル」について、内容に変更があった場合は受託者に報告するものとする。

　(２) 本仕様書に定めのない事項については、その都度相互に協議する。